

川崎市告示第324号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により指定医療機関の辞退による廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の辞退による廃止を行いましたので、同法第55条の3第3号の規定に基づき告示します。

令和8年5月27日

川崎市長 福田紀彦

令和8年度 歯科（診療所）の部 廃止（辞退）

指定番号	廃止 年月日	名称 開設の場所
川ー21149	令和8年3月1日	リベ大デンタルクリニック 中原区中丸子35番地9 ディール武蔵小杉1階